

当社における金融商品取引法上の  
特定投資家への移行制度に関する期限日

**期限日： 毎年3月末日**

---

2007年9月30日施行の金融商品取引法では、お客さまは「契約の種類」（金融商品取引業等に関する内閣府令第53条）ごとに「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」（以下「一般投資家」といいます。）に区分されます。

特定投資家制度では、お客さまが特定投資家に該当される場合には、当社に金融商品取引業者として課されている「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制の一部が適用除外となります。

お客様からのお申出に対し、所定の手続きを経て当社が承諾をした場合には、「特定投資家」から「一般投資家」へ、又は「一般投資家」から「特定投資家」への移行が認められる場合があります。

「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則として1年とされていますが、当社におきましては、お客さまが特定投資家に移行した日以後の最初に到来する「3月31日」（休日である場合を含みます。）を期限日としております。なお、「一般投資家」から「特定投資家」へ移行を行ったお客さまは、期限日に関わらず、お申出によりいつでも一般投資家に戻ることができます。

「一般投資家」から「特定投資家」への移行を行った場合、期限日の翌日以降は、「一般投資家」に戻りますので、お客さまが期限日以後も「特定投資家」であることを希望される場合は、再度お申出が必要となります。再度のお申出は、原則期限日の1か月前から可能です。

なお、本書は、「特定投資家」への移行を行ったお客さまに対し、「特定投資家」への移行の継続を勧誘することを目的としたものではありません。